

社会保障・税一体改革関連の社会保障関係法案の提出時期等について

4月13日現在

大綱での記載（法案提出時期）	項 目	提出日等
平成 24 年通常国会に（必要な）法案を提出	○現下の厳しい雇用情勢に対応して労働者の生活及び雇用の安定を図るための雇用保険法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案（※法）	1月27日 3月28日成立
	○国民健康保険法の一部を改正する法律案（※法）	2月3日 4月5日成立
	○国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案（※法） 平成24度の基礎年金国庫負担2分の1の維持（年金交付国債の発行・交付）、物価スライド特例分の解消等	2月10日
	○高齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案	3月9日
	○地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律案（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法））	3月13日
	○労働契約法の一部を改正する法律案	3月23日
	○子ども・子育て支援法案 ○総合こども園法案 ○子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案《内閣府、文部科学省、厚生労働省の共同提出》	3月30日 (税法と同日)
	○短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案	—
平成 24 年通常国会への法案提出に向けて検討 《短時間》平成 24 年通常国会への法案提出に向けて、関係者の意見を聴きながら検討	○公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律案（年金機能強化法案） ①基礎年金国庫負担2分の1の恒久化、年金交付国債の償還 ②最低保障機能の強化（低所得者等への加算、受給資格期間の短縮）、高所得者の年金給付の見直し ③短時間労働者に対する適用拡大 等	3月30日 (税法と同日)
《一元化》関係省庁間で調整の上、平成 24 年通常国会への法案提出に向けて検討	○被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案（被用者年金一元化法案）	4月13日
関係者の理解を得た上で、平成 24 年通常国会に後期高齢者医療制度廃止に向けた見直しのための法案を提出	○医療保険制度の安定的運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律案 高齢者医療制度の見直し、国民健康保険組合の国庫補助の見直し等	—
平成 24 年通常国会への法案提出に向けて、関係者の意見を聴きながら検討	○介護保険法等の一部を改正する法律案	—
平成 24 年通常国会以降速やかな法案提出に向けて、関係者の意見を聴きながら検討	○医療法等の一部を改正する法律案	—
国民的な合意に向けた議論や環境整備を進め、平成 25 年の国会に法案提出	○新しい年金制度の創設（所得比例年金・最低保障年金）	—
引き続き検討	(医療・介護)難病対策（年金）第3号被保険者制度の見直し／マクロ経済スライドの検討／在職高齢年金の見直し／標準報酬上限の見直し／事務費に対する保険料充当、過去繰り延べられた国庫負担の返済（その他）生活困窮者対策・生活保護制度の見直し／薬事法等の一部を改正する法律案	—

※上記のほか、「児童手当法の一部を改正する法律案」（※法）が1月27日に提出、3月30日に可決・成立。

